

食 品 安 全 委 員 会 第 20 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 15 年 11 月 20 日（木） 14:00 ～16:10

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１） 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

- ・ と畜場法施行令第 8 条第 1 項の改正
- ・ 食品衛生法第 7 条第 1 項及び第 10 条第 1 項に基づく規格基準の設定
（厚生労働省からの説明）

（２） 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・ 「牛マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活性化ワクチン」
- ・ 「牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正」
- ・ 「豚由来たん白質等の飼料への利用について」
- ・ 「遺伝子組換え飼料 ランドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統」
（厚生労働省、農林水産省からの説明）

（３） 農薬専門調査会における審議状況について

- ・ ノバルロンの意見・情報の募集について

（４） B S E 8 例目以降の対応状況について

（厚生労働省、農林水産省からの説明）

（５） その他

4. 出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長、南監視安全課長

農林水産省 岡島審議官、細田農産安全管理課長、栗本衛生管理課長

（事務局）

梅津事務局長、一色事務局次長、岩渕総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1－1 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会（と畜場法施行令第 8 条第 1 項の改正）
- 資料 1－2 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会（食品衛生法第 7 条第 1 項及び第 10 条第 1 項に基づく規格基準の設定）
- 資料 2－1 動物用医薬品（牛マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活性化ワクチン）の概要について
- 資料 2－2 牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正について
- 資料 2－3 豚由来たん白質等の飼料への利用について
- 資料 2－4 遺伝子組換え飼料（ランドアップ・レディー・テンサイ H 7－1 系統）の概要について
- 資料 3 農薬専門調査会における審議状況について
- 資料 4－1 B S E 対策の概要
- 資料 4－2 8，9 頭目の B S E 発生に伴う対応状況について（厚生労働省関係）
- 資料 4－3 B S E 8 例目、9 例目の発生について（農林水産省関係）
- 資料 5 食品健康影響評価の要請について

6. 議事内容

○寺田委員長 それでは「食品安全委員会」の第 20 回会合をただいまから開催いたします。

本日は、見上委員が海外出張でございまして、6 名の委員が御出席でございます。

それから、本日は後から説明がありますように、厚生労働省から外口参事官、中垣基準審査課長、それから南監視安全課長。

農林水産省から、食品安全局の岡島審議官、細田農産安全管理課長、栗本衛生管理課長さんがおいでになっております。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に食品安全委員会、第 20 回会合議事次第というのがございますので、ごらんになってください。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日は、資料が 11 点ございます。

資料 1－1 が「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明

らかに必要でないときについての照会（と畜場法施行令第8条第1項の改正）」。

資料1－2が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会（食品衛生法第7条第1項及び第10条第1項に基づく規格基準の設定）」。

資料2－1が「動物用医薬品（牛マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活性化ワクチン）の概要について」。

資料2－2が「牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正について」。

資料2－3が「豚由来たん白質等の飼料への利用について」。

資料2－4が「遺伝子組換え飼料（ランドアップ・レディー・テンサイH7－1系統）の概要について」。

資料3が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料4－1が「BSE対策の概要」。

資料4－2が「8，9頭目のBSE発生に伴う対応状況について（厚生労働省関係）」。

資料4－3が「BSE8例目、9例目の発生について（農林水産省関係）」。

資料5が、11月17日付けで接受した「食品健康影響評価の要請について」でございます。お手元に資料はございますか。よろしいですね。

それで、議題の1に入らせていただきます。

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価に行うことが明らかに必要でないときについての照会が厚生労働大臣より来ております。まず、と畜場法施行令第8条第1項の改正につきまして、厚生労働省南監視安全課長よりよろしくお願いいたします。どうぞ。

○南監視安全課長 監視安全課長の南でございます。

それでは、と畜場法施行令第8条第1項の改正についての御紹介をさせていただきます。

御案内のとおり、食用に供される家畜等につきましては、と畜場等におきまして、一頭ずつ、または一羽ずつ検査が行われまして、検査に合格したものが食用に供されることになっております。

その検査の対象となります病気につきましては、と畜場法等に定められているわけでございます。

と畜場法等は先般改正されましたが、まず、資料の1－1の2枚目を見てください。

上が法律でございまして、下が施行令でございまして、右が現行のものでございまして、左が改正後のものでございます。

現行におきましては、6を見ていただけますでしょうか、都道府県知事及び厚生労働大

臣の行う検査の方法、手続その他検査に関する必要な事項は、政令で定めるということが規定されておりまして、その政令は、下の方でございます。

特に下線部の部分でございますが、厚生労働省令で定める疾病の有無、この検査を行います。今度、と畜場法が改正されまして、左上の方に移るわけでございます。

まず、1としまして、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病と、それから届出伝染病が疾病の検査の対象になります。

2番目としまして、このものが来まして、前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省で定めるもの。

それから、潤滑油の付着その他厚生労働省令で定める異常ということになっております。

それで、今回、法律が変わりまして、対象疾病も増えました。その対象疾病が見つかった際の肉の廃棄につきましては、既にその評価について諮問してございまして、今、専門調査会で検討していただいているところでございます。

今回は、この政令から法律に変わったというところで、法的な手続につきまして御審議いただいて、形式的なことではございますが、これがそのものでございます。

1ページに返っていただけますでしょうか。1パラ目の2行目でございますが、と畜場法第14条第6項の政令の制定もしくは改廃、先ほどの政令でございますが、それを立案しようとするときは貴委員会に意見を聞かなければならないということになっております。

これが、3ページ目を見ていただきますと、「委員会の意見の聴取」と、真ん中ほどに第24条でございますが、次に掲げる場合には、委員会の意見を聞かなければならないということになっております。

6に、と畜場法というのが出てまいりまして、下線部の部分に同法第14条第6項の政令の制定もしくは改廃の立案をするときということになっております。

ただし、同じく24条の2行目からでございますが「委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合」云々と、この場合は、その限りでないというふうになっているわけでございます。

また、1ページに返っていただきますと、それが書いてございまして、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を受けることが明らかに必要でないときに該当すると理解してよろしいかというところで、今回、御審議をいただきたいということでございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問などございましたら、どうぞ。

いかがですか。この11条のものはよろしゅうございますですね。

それでは、本件につきましては、厚生労働大臣の照会どおりとして、厚生労働大臣に回答いたします。それでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、引き続きまして、食品衛生法第7条第1項及び第10条第1項に基づく規格基準の設定につきまして、厚生労働省の中垣基準審査課長によりしくお願いいたします。

○中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。お手元の資料1－2に沿って御説明申し上げたいと思います。

今回お願いいたしておりますのは、伝達性海綿状脳症、BSEに関する牛のせき柱を含む食品の安全に関する問題でございます。

このBSEに関する牛のせき柱につきましては、この食品安全委員会から9月11日付けで食品健康影響評価の結果の通知を受けたところでございます。

その通知につきましては、3ページをごらんいただきますとございますけれども、内容的に申し上げますと、薬事・食品衛生審議会の部会においてとりまとめられた背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられるとの評価の結果は、当委員会として妥当とされています。

また、この評価結果に基づき、背根神経節を含むせき柱について特定危険部位に相当対応を講じることが適當。

科学的知見の収集に努めるとともに、それらの知見に基づいて、適宜見直しを行っていくというものでございます。

1ページに戻らせていただきまして、この通知を受けまして、私ども11月14日に、薬事・食品衛生審議会の部会を開催いたしまして、後で御説明申し上げます、食品衛生法の第7条あるいは第10条に基づく規格基準を設定することとしたところでございます。

つきましては、これらの規格基準というのは、9月の食品安全委員会の評価結果に基づき設定するものでございますので、この規格基準に係ります食品健康影響評価については、食品安全基本法の24条第1項のただし書きにございます、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき、すなわち、9月に既にやっていた、その結果に基づく措置でございますので、再度行う必要はないのではなかろうかという照会をさせていただいたところでございます。

2ページ目に、11月14日の部会において決定を見ました、規格基準の案を添えております。

この内容は4項目からなりまして、まず、1番目が我が国を含みますBSE発生国の牛肉に関する取扱いでございます。消費者に販売されるものについては、せき柱を除去しなければならないという規定でございます。

2番目が、牛のせき柱の食品原材料としての取扱いに関する規定でございます。BSE発生国の牛のせき柱を原材料として使用して、食品、添加物、器具もしくは容器包装を製造、加工、調理してはならないという規定でございます。

3番目が、その際の注意事項でございます。牛肉からせき柱を除去する場合は、背根神経節による牛肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐように処理しなければならない。

4番目は、規制の経過措置に関する問題でございます。1か月が適当ではなかろうかという考え方でございます。

また、注に書いておりますように、BSE発生国からの牛肉あるいは牛由来加工品の輸入につきましては、禁止をしておるところでございます。

「参考」に掲げておりますのは、規制までには一定の手続を要するものでございますけれども、その規制の実施前であっても、製造、加工、販売を自粛することが望ましいという指導でございます。

2番目は、食品安全委員会の意見と基本的には一緒だと思っておりますが、と畜場における背根神経節の除去率が十分高くなるなど、今後の技術の進展に応じて再度見直しを行うという規定でございます。

これらの規制というのは、食用とすべきでないとしたOIEの規約に合致するものでございますし、食品安全委員会からいただきました特定危険部位に相当する対応を取ることが適当という御意見にも合致するものではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。まず、ここでどなたか御意見ございますか。

引き続きまして、牛のせき柱に含まれる背根神経節に関する案件が、このほかに農林水産大臣から、牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正について食品健康影響評価の要請が来ていますので、引き続いて、これらの説明を聞きたいと思います。

農林水産省消費安全局、岡島審議官、細田農産安全管理課長、栗本衛生管理課長、よろしくお願いいたします。

○岡島審議官 お手元の資料2-2で御説明をさせていただきます。牛のせき柱を含む飼料と肥料の規格基準の改正でございます。これにつきましては、食品安全基本法第24

条の第1項に基づく法定の諮問になりますが、併せまして、リスク管理措置につきましても、第3項で任意的な諮問事項として御意見をいただければと考えております。

資料の2-2の一番最後に参考がございますので、それをごらんいただきたいと思います。

BSEの問題につきましては、新しい食品安全行政の再編の契機にもなったものでございまして、リスク管理施策の策定に当たりましては、関係行政機関が連携して、政府全体として整合性の取れた施策を策定していく必要があると考えております。現在、特定危険部位、法律上は特定部位という言い方になっておりますけれども、これにつきましては、と畜場で除去され、焼却される仕組みになっております。

ただ、今回の牛のせき柱につきましては、先般の食品安全委員会でも背根神経節のリスクはせき髄と同程度であり、牛のせき柱につきましては、特定危険部位に相当する対応を講じることが適当とされたところでございます。

せき柱のリスク評価を受け、厚労省では、背根神経節をと畜場で除去して焼却する案と、焼却は義務づけずに、せき柱の食品利用を禁止する案の2案を検討してきたところですが、先般の薬事・食品衛生審議会の部会におきまして、せき柱の食品利用を禁止するという形の方向が示されたわけです。また、本日、先ほども御説明があったところでございます。

従来ですと、と畜場で特定危険部位が焼却、除去されるということになりますので、せき柱を含む非可食部位につきましては、特定危険部位が除かれたものとしまして、廃棄物の処理、あるいはレンダリングを通じまして、肉骨粉になり、その多くは焼却され、一部肥料として使われ、また飼料用油脂の原材料として一部使われてきたという状況でございます。

ただ、今後、せき柱につきまして、SRM相当、特定危険部位相当であり、それなりの管理が必要ということになっていくわけですが、その際に、焼却はされずに、食品の利用は禁止されるということになりますと、そのせき柱を含む非可食部分が、いろんな形で流通といいますか、いろんなところに出回る可能性もあるという状況ではないかというふうに思っております。

そういう中で、せき柱につきまして、私どもとしまして、肥料なり、あるいは飼料用の油脂の原材料とされることがないように、どのような対策を講じたらいいのかということを考えているわけでございまして、今回、諮問としましては、肥料につきまして、下の方でございますように、肥料取締法に基づきまして、公定規格の中で肥料原料からせき柱を除外するということを決めるとともに、それが混入しないような、リスク管理、措置をど

のように講じるかということにつきまして、御意見を求めたいというふうに思っております。

また、飼料安全法に基づき、現在、牛由来のものは飼料として使えないことになっておりますので、それにつきましては継続いたします。実際、肉骨粉は焼却をすることになっております。ただし、せき柱を含む非可食部分を原料とするO I Eの基準に基づく不純物0.15%以下の油脂については、豚、鶏用の飼料の原料になっておりますので、今回、飼料安全法に基づく規格基準の改正によりまして、油脂の原料から牛のせき柱を排除することといたします。併せて、原料にせき柱が含まれることがない対応というものを考えておりまして、それにつきましては御意見を求めたいというふうに思っております。

詳しい内容につきましては、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。

それから、併せましてお願いがございます。B S E対策につきましては、本日、後ほど御説明させていただく機会があるかと思っておりますけれども、B S Eというのは、これまでの一連の食品安全問題の発端ともなった重要事項でございますので、本日の御説明だけではなく、今後、その全体像につきまして、当委員会におきまして、じっくり御説明させていただく機会を設けていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、担当課長から御説明いたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。続いてお願いいたします。

○細田農産安全管理課長 農産安全管理課長の細田でございます。

資料2－2で、引き続いて御説明をいたします。順序がちょっと逆ですが、肥料から先に御説明させていただきたいと思えます。

まず、諮問文の1が飼料、えさの方でございます。2の方が肥料の方でございます。

今、審議官からもあったとおり、と畜場での処理が義務づけられないとした場合における、肥料取締法第3条、第1項に規定する肥料の公定規格の変更についてという形で諮問申し上げたいと思っております。

具体的には、資料2－2の3ページをごらんいただきたいと思います。3ページの6番までは、今、審議官から経緯を御説明いただいたとおりでございまして、6番で具体的にえさと肥料の方をどうするかということでございます。

6の(2)の方が肥料でございまして、考え方としては、肥料については、牛のせき柱に由来するものが原料に含まれる肥料の牛への誤用・流用による問題の発生を防止するため、肥料取締法第3条第1項に基づく公定規格を変更し、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものが含まれないことを、農林水産大臣が確認する仕組みを設けるというふうに考えております。

ちょっと、前に肥料取締法のことを簡単に御説明したいと思いますが、肥料取締法では、肥料の品質の保全とか、あるいは公正な取引、あるいは今般の改正で、国民の健康の保護というような形の趣旨で、公定規格を設定して、きちんとした肥料が生産、流通されるようにということで、現在、143 の種類を別に公定規格を定めております。

内容的には、N P Kとか、そういう主成分と、有害成分の最大量、そういうものについて決めまして、銘柄別に登録するという制度でやってきております。

それで、肉骨粉等、B S E 関連の肥料につきましては、実はりん酸肥料として、かなり有効だということで、従来から非常にニーズのあったものでございまして、B S E 発生以来の対応といたしましては、と畜場でS R Mが基本的には排除されますので、焼却義務があったということで、通知でもちまして、行政指導的にS R Mが除去されたということで、肥料的な処理をいたしまして、肥料利用することを、肥料ごとに承認するというような形での要請で対応してきたところでございます。

今般、先ほど来ございますとおり、と畜場での焼却が義務づけられないということになりますので、流通過程でせき柱がきちんと排除されるかどうかについての懸念も出てきますので、そういう意味で、今回新たに法的にきちんと原料の確保を行うということで、先ほど申しました公定規格の中に原料としての制限要因を書き込んだ上で、公定規格として担保していきたいということを考えております。

ちなみに、143 の肥料の種類の中で、34 程度の種類で、せき柱絡みのものが考えられるということになっております。

具体的な仕組みについては、別添の2をごらんいただきたいと思います。5 ページになります。肥料の生産過程ですが、真ん中の下ほどに書いていますとおり、食肉処理場でせき柱を除いたものが供給されて、化製場、レンダリングの方で蒸製骨粉等処理されて、それが肥料工場に原料として渡されて、いろいろ配合とか化製肥料になるというような基本的な流れがございます。

それで、今回はまず、食肉処理場と化製場との間で、民間ベースの契約をしていただくというふうに考えています。契約の中で、せき柱、原料副産物にせき柱を含まない、あるいはせき柱の分別管理、分別出荷を行う、更に、肥飼料検査所という私どもの独立行政法人がございますが、そちらからの調査についての受入れを認めるというような内容の契約を化製場と交していただくということにしております。

化製場の方は、その契約に基づいて、製造基準に適合するかどうかについて判断をしながら生産をしていくということで、3 つほど書いていますが、原料にせき柱等を含まないための収集先との契約ということで、先ほど申し上げた契約を行うと。

それから、食肉処理場から原料供給管理票という形で、原料が間違いないということの管理票が出されますので、その管理票の確認、あるいは原料そのものの目視検査を行う。

それから、製造ラインについてもきちんと区分けして行う。記録については８年間残すというような形で対応をしていただいて、そのことについて大臣確認を行わせていただくという仕組みにしたいと思っています。

それできちんと生産されたものについて、今度は肥料の原料として大丈夫であるという管理票を付けていただいて、肥料工場の方に出していただくということで、大臣確認を受けた材料だということで、今度は肥料工場の方で確認をした上で、表示もきちんとした上で、肥料として生産していくという形を考えております。

こういう流れの管理という意味では、肥飼料検査所の方で、肥料工場に対しては、肥料取締法の権限上、立入検査ができますので、立ち入らせていただくということ。

それから、化製場に対しては、調査という形で、大臣確認の行為について、肥飼料検査所を通して業務をやろうと思っております、その流れから調査をさせていただく、あるいは食肉処理場に対しても、先ほどの契約ベースの中で調査を行わせていただくというような形で、その流れできちんとせき柱を排除されているということを、それぞれの立場で確認しながら、生産していきたいというふうに考えております。

肥料については、以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、引き続き飼料の方をお願いします。

○栗本衛生管理課長 引き続きまして、飼料について説明をさせていただきます。

今、ごらんいただきました飼料の２－２の３ページ目の６の（１）の部分が飼料でございますので、その部分をごらんいただきたいと思います。

先ほども説明がありましたけれども、牛由来の肉骨粉につきましては、既に飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、飼料安全法に基づきまして、飼料としての利用を禁止しているところでございます。

更に、牛のせき柱に由来する動物性の油脂、これが牛に給与されることのないようにいたしますとともに、その他の家畜用の飼料、豚や鶏のえさとして使うこと、その飼料の牛への誤用・流用による問題の発生を防止するために、飼料の安全性の確保、飼料安全法の第３条第１項に基づく飼料の規格基準を改正しようという考えでございます。先ほど肥料の方でも説明がありましたけれども、肥料の公定規格と同じような感じで、規格基準という、これは省令で定めているものですが、これによりまして、飼料の品質、あるいは安全性を確保するという、これにあっているもののみを製造、使用することを認める

という形で、飼料の安全性、品質を確保しているという、そういうものでございます。

その基準を改正しようという考えでございますが、1つは牛、めん羊、山羊、しか、以下牛等というふうに申し上げますが、その飼料につきましては、食用グレードの油脂、これは食用の肉から採取した脂肪、食用に回るような肉から採取した脂肪のみを原料とするものでございまして、不溶性の不純物の含有量が0.02%以下であるもの、これを食用グレードの油脂、ファンシータロウというふうに言っておりますけれども、これ以外の反すう動物由来の油脂の使用は禁止するというものが1点でございます。

その他の豚、鶏、養魚用の飼料に用いられる動物性油脂につきましては、牛のせき柱及び死亡牛に由来するものが含まれていないことを農林水産大臣が確認する仕組みを設けまして、確認を受けたものしか使用できないようにするというのを考えております。

この確認の仕組みにつきましては、次のページにございますけれども、先ほど肥料で御説明いたしましたのと同じ考えでございますけれども、少し違いますのは、真ん中にございます化製場に対しましても、飼料の場合は、飼料安全法に基づく立入検査ができるというところが若干違うということでございまして、農林水産大臣が確認をしたものののみが使えるようにという、そういう仕組みを考えているものでございます。

その措置につきまして、御意見を伺いたいということでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 いかがでございましょう、どなたかただいまのことに关しまして、あるいは先ほどの厚生労働省からの説明と併せまして、御質問、あるいは何かございますですか。

どうぞ。

○寺尾委員 私が理解をしていないのかもしれませんが、今、農水省の方の説明ですと、これは何か管理の問題をおっしゃっているようなことで、今、この食品安全委員会というのは、安全性の評価をやるということで、管理と分けたという仕組みになっていきますので、何かここで議論する問題ではないんじゃないかというような気がいたしますけれども、何か私は間違えているんでしょうか。

というのは、これをやり出しますと、牛の問題ばかりではなくて、すべてのものがそうなってくるような気がするんですね。

そうしますと、ここの設立の設置のときの一番基本的な考え方というのは、非常に大きく崩れるんじゃないかというふうに思いますけれども。

○寺田委員長 どうぞ。

○本間委員 私は、説明自身の内容を少しお尋ねさせていただこうと思います。こういうふうな一つの産業として畜産物の、いわゆる副産物というか、廃物というんですかね、ど

っちかですけれども、その処理が全体で1つの食品の処理、あるいは産業の部分が成り立っていると思うんですね。

そういうときに、1つのこういうふうな副産物というか、廃棄物というか、その中に何か危険的な要因があったときに、どういう処理形態を取るかというふうなことで、1つのルールをつくっているという御意向のようですけれども、その中には、かなり企業数の多いいろいろな工場ですかね、そういうふうなものが連続してうまく動いて、ルールどおりやってくれるということが前提でしょうね。

そういうときに、処理形態自身が、要するに1つのちゃんとした知識を持って、きちんとした処理をするということを行わせるには、すごく時間がというか、一遍に号令をかけてぱっと機能して、ぱっと処理が始まるわけではないような気がするんですが、その辺の実際の処理というふうな中で、どのぐらいこういうふうな準備がかかって、稼働できるんでしょうか。

○細田農産安全管理課長 確かにおっしゃるとおり、いろんな産業等、数も多いですので、どう対応するかなんですけれども、基本的には、先ほど申しましたが、飼料の肥飼料検査所というのが2つとも業務として監督していますので、大所については肥飼料検査所が、特に化製場とか、肥料、飼料そのものをつくる場所、あるいは化製場等については、肥料検査所の方で対応していきたいと考えております。

それから、実際に食肉処理の現場まで入ってきますと、更に数が大きくなりますので、その辺を、今、考えていますのは、私どもの農政事務所というのが各県にございますので、その食品によって対応することも含めて、今、検討中でございます。

多少、検討と具体的にどういう形で業務をしていくかということで、マニュアルの整理も必要になりますので、若干、その徹底には時間を要するとは考えております。

○本間委員 そうすると、そういうふうな仕組みをきちんと処理の業者というか、拠点をつなぎながら、だんだん下の方へ流れていくわけですね。そうすると、そういうプロセスを経て、初めてちゃんとした処理が成り立つというふうな一つの産業の構造を取っているときに、片やそういうふうなチェックができるという、法律上、飼料と肥料でですね、その仕組みをお考えになっているということですのでけれども、これは、そうすると、もう法律的なあれは全部整っているということでございますか。

○岡島審議官 先ほど、御説明いたしましたように、農林水産大臣が確認するという仕組み、肥料、飼料についての公定規格や規格・基準という法律上の仕組みがありまして、それを担保するものとして、法律上の権限としての立入検査や調査ができるというような仕組みになっております。

それから、正確な御質問の趣旨にお答えになるかどうかわかりませんが、例えば、今般、厚生労働省の方では、食品衛生調査会の部会の報告といいたいでしょうか、それを受けて、既に業界に対しまして、通知をし、自粛を求めるという対応を取られていますけれども、私どもの方ももう少しこの辺り明確になった段階で、事前にできるだけ情報提供し、事業者の方に準備を進めていただくということはしていきたいと思っております。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 初めに、やはり寺尾委員がおっしゃったことをちょっと整理しておく必要があると思うんです。それがまず出発点だと思います。

私は、確かにこの委員会は評価が第一の目的であると、それは当然の話ですけれども、たしか食品安全基本法には、管理の在り方について、何がしかの意見が委員会である場合には、それはそういうことを具申することができるというような、そういうような条項があったような気がするんですね。それが、今回の件に該当するかどうかはわかりませんが、それは別として、一般論としては、私はそういうことはあり得ることではないかと。

しかも、BSE問題というのは、食品安全委員会ができたそもそものきっかけになった事件ですから、その辺については、我々が関心を持って、若干管理に関わるようなことについても、御説明を聞いたり、あるいは意見を申し上げると、あるいはその意見というのは、委員会としてのということには、全部が全部ならないかもしれませんが、そういうことをしていくことについては、余りはっきりと線を引いて、ここからここはもうだめというふうにはする必要はないんじゃないかなという気はするんですけれども、皆さんどんなふうにお考えになるか、ちょっとわかりませんが。

○寺田委員長 いかがでございましょうか。

どうぞ。

○本間委員 私が、さっき仕組みというか、これがうまく機能するかどうかというふうな大変失礼な言い方をしたかもしれませんが、これが機能するというふうなことは、やはり何というか、安全の仕組みというふうなものは、これは言わば連続的にものがちゃんと流れて、チェックできる。そしてたどれるということがあって初めて、こういうふうな安全というふうなものが実現するんだろうし、これがどこから漏れていくような、こういうものというのは処理がなかなか難しいと聞いておりますので、思わぬところから変なところへ流れているというふうなことも、失礼ながらあり得るかもしれないと。

ですから、これがやはり我々というか、どこかできちんとチェックしているというふうなことが必要だし、ここの安全委員会で、私個人として関心が非常にあるという、その操作の維持、それから適切さですかね、そういうふうなものというのは、やはり少し多面的

な見方をした方が、うまく機能できるんじゃないかというふうに私は考えて、今、委員会かどうかという議論の前に、私自身は、やはり仕組みに関心を持たざるを得ないというふうに思っております。

○寺田委員長 ほかに御意見は、どうぞ。

○坂本委員 先ほどから評価と管理の区別論が論じられておりますけれども、実際にいろんな書類を見ておまして、例えばと畜場で脊椎神経節が完全に除去されるかということは、現在のところはないわけですし、できるだけ除去率を十分高くするように、今後の技術の進展に応じて審議をするという文章がございます。

ということは、今の時点では、完全に焼却が義務づけられていないとすれば、お示しいただいたわかりやすい図表からしますと、厚生労働省の方からはゼラチンなどについては、使用が可能になってくるわけですね。

そこで食品衛生法7条に基づく比較図によって、せき柱の排除はなさいますけれども、神経節がわずかに残っている可能性があるとするれば、全く除かれていないとした場合に、それがまた飼料となり、肥料となって動物の方へ入っていくという可能性が全くゼロではないと。

そこで、それぞれにその分野においては、飼料安全法によって規制をするということは、ここにお約束されているんですけれども、今の時点でそれがベストであるとするれば、やむを得ないとしまして、将来、ここに示してありますように、できるだけ早い時点で脊椎神経節の除去率を更に高く上げていただくということに力を入れて、開発していただくことはできないかということです。

○寺田委員長 何かありますか、どうぞ。

○中垣基準審査課長 今の坂本委員の御発言の中で、と畜場において、背根神経節を取る方法についての研究状況を御説明したいと思います。

あると畜業者が積極的に協力をしていただいております、私どもも研究費を大学の先生に付けて、その先生方も助言をしていただいております。

10月現在で、除去できる率というのは7割プラス・マイナス10%というのが現状でございます。

この除去率が十分ではないというのが1つと、もう一つには、取れてくるときに、例えば半分とか、3分の1というのがございまして、これがかえって汚染を巻き散らしているのではないかと。すなわち、背根神経節としてかたまりを破いてしまうというような指摘も審議会では承っております。

世界的に見ますと、背根神経節をと畜場で取る国というのは、私ども存じ上げておりま

せん。私どもが調べましたのは、イタリアとかドイツですが、やはり背骨ごと処理をしておる、背骨ごと食品に回らないようにしておる、あるいは肥料に回らないようにしているというような現状でございます。

そういう意味からいうと、かなりの技術的な困難が伴うんだらうと思っておりますけれども、厚生労働省としては、引き続いてその研究開発を応援していくということを考えておるところでございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。今の話と別に、先ほど中村委員が言われたのは、今日の委員会で議論が尽きるような話ではないかもしれませんが、大事なことで、この食品安全委員会ができたのはBSEが基であるということは認識をしていなくてははいけません。しかも、それはリスク分析の方法を使いなさいと、使うと、いろんな混乱とか避けられるんじゃないかという考え方ですね。これはかなり私個人的に言いますと、頭の中で考えたことでありますが、いろんなひどい目に遭ったBSEの大元であるヨーロッパがこれからどうするかというときに、そういうリスク分析の考え方を入れたと理解しています。

だから、できるだけその方向に、リスク分析の考えで評価と管理は別個にすべきだと、これはそのとおりだと思います。

ただ、中村委員が言われたように、完全に白黒分けることはできませんし、評価と管理というのは、管理側がどうしているかということを把握するのは、本間委員の御意見のとおりで大切です。

しかし、原理からいくと、確かに寺尾委員の言われるようにこの委員会は評価だけすべきと考えます。しかし、大事なのは、やはりモニターをすることも大事であるということです。こちら側から言ったことに対して、原則に従ってやっているかみることです。やはり9月10日ですか、この委員会として、もう一つは別にOIEからの勧告のあった背根神経節について、これは特定危険部位であるという、厚生労働省の評価は正しいと結論して、それで厚生労働省にお返ししたということです。それに従って、厚生労働省はこういう処理をすると。それについて農林水産省は、非常に困難はあるけれども、こういうふうにやろうかということですね。もしくは私の理解が間違っていましたらおっしゃってください。

こういう方法に関して、この委員会としてはどう思うかと、それは管理の方法であるけれども、ここの委員会としてはどう思うかと、そういう諮問を受けているということで、よろしゅうございますか、農水省の方は。

○岡島審議官 まず、肥料、飼料の規格基準につきましては、法定諮問事項になっております。

併せまして、食品安全基本法第 24 条第 3 項では、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため、必要があるときは委員会の意見を聞くことができるとなっております。確かにリスク管理ではございますけれども、安全性の確保に関する施策でございまして、御意見をお伺いできるものと考えております。

また、食品安全委員会は、食品健康影響評価だけではなくて、第 23 条第 1 項第 4 号では、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監査し、必要があるときは関係大臣に勧告すること。

あるいは、第 23 条第 1 項第 5 号では、食品の安全性の確保のために講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは関係行政機関の長に意見を述べるができることになっております。それから順番が逆になって済みません。第 23 条第 1 項第 3 号のでも、食品健康影響評価の結果に基づき、安全性の確保のため、講ずべき施策について総理大臣を通じて関係大臣に勧告することができることになっております。

まさに、今回は、9 月にやっていただきました食品健康影響評価の結果、せき柱は特定危険部位相当であり、それに相当する管理をすることが必要であるという、その評価に基づきまして、私どもが実施することでございます。飼料・肥料の公定規格等の変更といった法定諮問事項に併せまして、せき柱が混じられないような措置をとるということは、まさに不可分一体のものだと思っておりますので、御意見を第 24 条第 3 項に基づきまして、お聞きしているところでございます。委員長のおっしゃられるとおりです。

○寺田委員長　ということで、私も全部これを暗記していないので、この文章を見ながら、申し上げます。

元に戻りますと、根本的なところは、やはり評価だけと管理からきちっと分けるわけにいきませんね、今のモニタリングとか、そうしますと、今の現実の問題としまして、これの第 24 条の第 1 項第 3 号及び第 5 号に関しては、こういう方策でよろしいかどうかということをお聞いておられて、これに関しては、いいとか悪いとかいうわけです。

もう一つの同条の第 3 項の規定で、全体としてどう考えるかと、そういうことですね。どうぞ。

○本間委員　私がお尋ねしたのは、これがうまく機能するというふうなことに、やはりとても関心があるし、どうかなと、そういうふうな気はあります。

それで、今、管理がどこまでやるのかというふうなお話が出ておりますけれども、やはりある時間、例えば半年かどうかわかりませんが、それを目途に実施状況を同じように御報告していただくというふうなことは可能なんではないでしょうか。何かそういうふうな仕組みがうまく動いているかどうかということが問題だと思うんです。

そういうところで、これだけの零細な、恐らく業者だと思いますけれども、そういうふうなものまでうまくきちんとしたチェックがいて、どの程度の安全率が見込めるかというふうなこと、やはりここで私たちが知るといって自身は、安全委員会の役目とすれば、求められていることではないかと私は思っておりますけれども。

○村上評価課長 法令上の食品安全委員会の所掌の範囲として、実際にうまくいっているかどうかというモニタリングをすることができるようになっておりますので、本日も8例目、9例目のBSEの患畜が発見されて以降の管理側の対策の現状というものをお聞きするようになっておりますから、だからこのような牛のせき柱の関係のことについても、ある一定期間後にお話を聞かせていただくということを委員会の方で御指示いただければ、それは可能であろうかというふうに思います。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 そういうことであれば、ちょっと中垣課長さんにお伺いしたいのは、今、御説明で、せき柱の除去率が70%でプラス・マイナス10%という話。だんだん向上していると思うんですけれども、焼却というのは、手数の問題とか、あるいはゼラチンでまだ一部使う部分があるとか、そういうことで、焼却というのは、全く考えられないということでございますか。

○寺田委員長 どうぞ。

○中垣課長 先ほどの坂本委員の御発言の中にも、若干の誤解ではなかろうかと思うんですけれども、ゼラチンにせき柱を使うかのような御発言があったところでございますが、食品の原材料としてせき柱の使用を禁止しようとするのが今回の案でございます。

また、中村委員から、今、御質問のございました、焼却という観点から申し上げますと、資料の2-2、農林水産省から出していただいた最後のページに参考というのがございます。

実態といたしまして、現在、せき柱を含む骨というのは、どのような形で処理されておるかということでございますけれども、一番下の左から2番目、飼料、いわゆる肉骨粉、これが農水省から200億円程度の補助金が出て、焼却をされておる。

更には、左側、飼料用の油脂として使われておる。その真ん中、今回議論のございます肥料として使われておると、工業用ゼラチンとしてその一部が使われておる。

私ども食品の方、すなわち中ほどにございますゼラチンエキス等の原料として使われているというのは、1割もいかないということになります。

私ども食品衛生規制という観点から見ますと、例えば大豆から大豆油を取って大豆かすができる。その大豆かすの取扱いについて、食品衛生規制では規制できません。そういう

事情がございまして、この背骨の取扱いについて、私どもがどうのこうというのは、なかなか難しいだろうと考えております。

一方、BSE対策の根幹というのは、BSE自体の蔓延の防止、牛から牛への感染の防止にあるんだろうというふうに考えております。

また、科学的な事実から申し上げますと、牛から牛は、牛からネズミ、すなわち、その他の哺乳類への感染の500倍感染しやすいというデータもありますので、そういう観点からの議論というのも必要になるのではなかろうかというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 それでは、その元のところで、今の法律の体系でとにかく、例えば焼却とか、そんなところまでそれは無理だということであれば、それをまず前提にして、農林水産省がお考えになっている飼料とか肥料の取扱いについてどうかということになるんだろうと思うんです。

そのときに、お取りになろうとしている措置が本当に担保できるのか、さっき本間先生が言われたような、そういうことになるのではないかなというふうに思うんですが、この2つの肥料と飼料の確認措置という中の、契約をするのであるということで、原料供給管理表というものを使ってあれするんだということなんですけれども、若干抽象的な感じも受けるんですけれども、これは本当にあれなんですか、これでもってきちんと契約の中身が担保されるものなんでしょうか。

○細田農産安全管理課長 と畜場でせき柱を外すのもかなり難しいというお話ですけれども、これをいかに確認していくかというのは、実際問題としては非常に難しい問題だと思っております。それで、ここでは今、私どものパワーも含めて考えられる方法として、ベストのものとしては、こういう考えだという前提でございます。

例えば、実際、せき柱の骨と、それ以外の骨との仕分けも目視確認的にやるしかないと思っています。DNA的にも、これはなかなか分別できないと思いますので、そういう意味で目視確認を前提にして、いろんな職員を動員して、あるいは民民契約、行政的に通知的にやっていこうと思っていますけれども、職員を動員して民民契約をひとつきちんとし、それを大臣確認という形でチェックをして、人が確認をする流れで、最終的な肥料なりえさをつくる部分は、法定根拠をもってして整理をするという形で考えていますので、私は今考えられるベストだとは思っております。難しい中でのベストだと思っております。

○岡島審議官 補足しまして、私どもとしましては、現在もそうでございますけれども、

特定危険部位は除去されたものを原料として肥料とか、豚、鶏用の飼料用油脂に使うという形になっております。

そういう意味でいいますと、リスク管理という観点からいきますと、そういう問題のあるものにつきましては、できるだけ早い段階で流通なりから除去されるということが適当だというふうに考えているわけでございます。

ただ、それが現状ではなかなか難しいということになりまして、難しいということを前提にしまして、できる範囲のものということで、今の考え方というものが出ているわけでございます。

それから、併せまして、BSE特別措置法では、いわゆる特定危険部位でございすけれども、牛の脳、脊髄、その他厚生労働省令で定める牛の部位については、焼却することにより、衛生上支障のないように処理しなければならないとなっております。BSEの蔓延防止は非常に大事でございすけれども、必ずしもそれだけではないということを併せて申し上げさせていただきます。

○寺田委員長 どうぞ。

○寺尾委員 やはり、BSEの牛での拡散と、それに基づきます人への感染というのを阻止するというのが一番大事だと思うんですね。

そうしますと、やはりせき柱を使うというのは、よくないというか、これは使用禁止すべきことではないかなというふうに私は考えるんです。OIEも禁止しているんですね、ですから、日本はそれとも合わないようなことをこれからやろうと思っているわけですか。

○岡島審議官 よろしいですか、肥料、飼料も含めまして、それから厚生労働省の食品衛生もそうでございすけれども、牛のせき柱につきましては、勿論使わないという規制をすることを前提としております。

○寺田委員長 OIEは使わないですね。

○岡島審議官 ただし、その使わないということを担保するために、私ども肥料取締法とか、飼料取締法に基づきます規格基準を使ってはいけないというふうに改正しようとしています。

ただし、法律で規制するだけではなくて、それが実行あるようにどうするかというところで、先ほど御説明したような仕組みも、今、考えているところでございます。

○寺尾委員 非常に複雑でよく理解できないものですから、私も間違えているのかもしれませんが。

○寺田委員長 ほかに何かございませんか。

どうぞ。

○中村委員 いずれにしても、今、細田さんも、それから岡島さんも非常に難しい中で、こういうことをやっていこうということですから、やはり少しあれを見ないとだめなんでしょうね、実際にこれがどういうふうになっていくか、1か月でしたか、猶予期間というのは何か置くんですね。

○岡島審議官 まだ、そこまでは検討が進んでおりません。

○中村委員 だから、その結果を、やはり折に触れて御報告いただくということなんですかね。

○寺田委員長 どうぞ。

○中垣基準審査課長 O I E の規約は、昨年の5月の総会で議論され、9月に公表されましたけれども、せき柱を食用だけではなく、肥料、飼料などに使うなという規定がございます。

そういう点から申し上げますと、農林水産省が今回検討されて肥料、飼料にも規制をされるということは、我々としても評価すべきことだというふうに考えておりまして、厚生労働省といたしましては、正直申し上げまして、O I E の昨年の5月の総会から考えますと、時間が経っているのではないかという批判も出ておりますので、1か月という経過期間の中で早急に実施をしたいと考えております。

その中には、農林水産省が提案されているようなせき柱以外のものを使うという方策というのは、ちょっと考えることを停止して、せき柱の使用禁止、これ一点をまずやっていこうというふうに考えてございます。

○寺田委員長 いかがでございますか。

どうぞ。

○本間委員 私自身は、どのぐらいの期間をおいて報告とかというのは、それはこちらサイドだと思いますけれども、こういうふうなものというのは、やはりある程度定着するというようなことが本当のシステムだと思いますので、一回こっきりというのではなくて、進行状況によっては、またしていただけるというぐらいでも、かなりきちんとした対策を行使するというにサポートできる仕組みになるのではないかと考えております。

○寺田委員長 とにかくここで、厚生労働省の場合は照会ということですから、それで結構ですと、例えば前のとおりだということになりますね。

農水省の方に、やはり牛のせき柱の部分は、特定危険部位と同等であるですか、何か9月11日に出した返事と同じようなことをお返しして、ここに提案されました管理方式は、現時点においては妥当であるというお返事を出して、その後、今、言われたように、だけどそれは一旦そうなると、1つ法律ができ上がるわけですね、法律上の規定。

そうしますと、それを途中ですぐ元に戻すのはちょっと考えにくいところもありますね。ある程度の時間が経たないと評価はできないでしょうね。やはり相当な人と時間と、それよりも何よりも実際にこういうことに携わっている方ですね、そういう方に大変困難が起きたりするという事なので、モニターは勿論として、危険であれば、一番最優先は、すべてのところは国民の健康ですから、それはしますけれども、それが3か月とか、4か月というのはちょっと無理かもわからないなど、そういう意味で申し上げたわけです。

どうぞ。

○中村委員 非常にわかりにくいのは、つまり基本的には使わないんですね、使わないんだけれども、万々が一、混入する危険なしとしないと、だからこの規格を考えますということではよろしいわけですか。

○岡島審議官 規格の改正自体は、厚生労働省の食品衛生法に基づく規格基準の改正と基本的には同じです。つまり、使ってはいけないということを規定するわけでございます。

併せまして、それを担保するための民間の契約とか、飼料安全法等に基づきます立入検査とか、そういうことをしっかり実施していくということになります。

○寺田委員長 ということでございますが、どうぞ。

○小泉委員 ちょっと、知識の整理として、今、言われているせき柱というのは、要するに検査で白になった牛についての話ですね。しかし、8頭目、9頭目が感染経路がわからないのでということも含んで、やはり規制を厳しくしておいた方がいいということでしょうか。

○中垣基準審査課長 先生方御存じのとおり、今、全頭検査をやっているわけでございます。全頭検査ですから、小泉先生に言うまでもないんですが、検査感度の問題がどうしてもございます。すなわち、全頭検査によって、リスクが大幅に下がっていると思いますが、残されているリスクがある。そのために、全頭検査で陰性となったものについて、脊髄であるとか、脳とかを除去しておったわけでございます。

これで、大体残されたものの中の96%程度が除去されると試算されています。請った4%程度のうちの、ほとんどがこの背根神経節だろうということで、対応を考えておるところでございます。すなわち、陰性牛について、現在、検査感度の問題もあるので、特定部位の除去を行っている、それに加えて背根神経節を含むせき柱を使用禁止にしていくという形でございます。

○寺田委員長 どうぞ。

○寺尾委員 そうしますと、話がだいぶわかってきたんですけれども、この委員会は何をやるんですか、これは諮問されて承認しますという承認なのか、どういう言葉か知らないで

すけれども、とにかく認めますというのか、どういうあれになるわけですか。

○寺田委員長 私の理解では、厚生労働省さんは、既にこちらに諮問しているわけですね。

その結果、これは特定危険部位であるというお返事を出しているんです。

ところが、今度はそれをちゃんとした規定に入れるために、法律上、この食品安全基本法に書いてあるように、こちらにもう一回諮問しなければいけないわけです。ですから、それに関しては、同じような返事を差し上げないといけないというように、同じでなくてもいいんですけれども、とにかくそれをもう一度繰り返されたということだと思うんです。

それで、農水省は、今度、初めてこちらに厚生労働省の管理のやり方を見て、農水省としてはどういうふうにやっていったらいいんだらうということで、その管理の面も含めて、その前に初めてここに背根神経節は危険部位ですか、どうですかと、そこを聞いておられて、違うんですか。

○岡島審議官 その点につきましては、9月の御答申というんでしょうか、御意見を踏まえての対応でございます。

ただし、9月の段階では、厚生労働省から、パブリック・コメントを募集する際の案の1つとしまして、と蓄場でせき柱を除去して焼却するという案を出されていまして。それを前提とした場合には、肥料あるいは飼料用油脂の原料になるものにつきましては、そもそもせき柱が入りませんので、全く私どもとしては措置が必要ないわけです。

ただし、流通過程から除去、焼却されるということがない場合には、対応を取ることが必要だということになります。現在は特定危険部位はと蓄場で除去・焼却されておりますけれども、それに加えて、特定危険部位担当とされるせき柱を除くということ、規格基準で決める必要が出てきます。併せまして、それを担保する措置についても、今、御意見をお聞きしているところでございます。

○寺田委員長 どうぞ。

○中垣基準審査課長 今の岡島審議官の御説明の中で、1点だけ合点がゆかないんですが、国内は審議官の言うとおりでと思いますけれども、一方では、飼料用油脂とかの輸入がございますね、その点についてはどういうふうにお考えなんですか。

○岡島審議官 飼料用油脂につきましては、今、手元に資料がございませんので、すぐにお答えできません。

現在のO I E基準では、ここにありますように、不純物が0.15%以下のものにつきましては、特段の問題はないということで、輸入ができることになっているんじゃないかと思っています。

○中垣基準審査課長 そのO I E基準が変わったから議論をしているわけで、O I E基準

は、今やせき柱を除くと、その上で 0.15 となっておるわけでございます。

○岡島審議官 その点につきましては、今、お答えできませんので、後ほどまたお答えしたいと思います。

○寺田委員長 結構でございます。ほかにございませんか。大事な問題なのであれですけども、まず、厚生労働大臣から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての評価につきましては、厚生労働大臣の照会どおりとしまして、厚生労働大臣に回答してよろしいかと。

これはどうですか。

(「異議なし」と声あり)

○寺田委員長 結構でございます。その次が、また間違っていたら訂正してください。

牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正につきましては、先ほども言いました厚生労働大臣からの照会と同様に、背根神経節の食品健康影響評価結果を踏まえて、リスク管理措置を講じようとするもので、本件に関する食品健康影響評価については、9 月 11 日付で厚生労働大臣に通知したものと同一内容で農林水産大臣に通知したいということになって、それでよろしいんですか。

○中村委員 9 月 11 日というのは要るんですか。

○寺田委員長 要るんですか。

○寺尾委員 どんな内容かという話ですからね。それだと構わないんですが。

○寺田委員長 それでよろしいですかね。ただし、経過を見ると。

○本間委員 経過を見るというか、また、我々は関心を持っているので御報告願いたいということは要望してよろしいんでしょうか。

○寺田委員長 ですから、農林水産大臣に返すにはそのままにして、私たちの委員会としては、それを議事録として、きちんと書き留めて報告をしていただくということでいかがでしょうか。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 どうぞ。

○中垣基準審査課長 私の発言の中で、飼料用油脂の O I E 規約に対する発言がどうも間違っていたようでございますので、その部分を取り消させていただきます。済みません。

○寺田委員長 どういうふうに間違いましたか。

○中垣基準審査課長 飼料用油脂の部分については、現在、不純物が 0.15% 以下であればいいという規定となっております。せき柱を除いた上で 0.15%、すなわちアンドの規定にはなっていない、先ほどせき柱を除かなければならない、かつ不純物が 0.15% であるかの

ような話をしてしまいましたけれども、その点は間違っております。見直しがなされているところで、混同しました。恐縮でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいま私が申し上げたことで御了承いただいたものとしたしまして、それから本間委員から言われましたことも、当然のことですが、議事録にきちんと書き留めて、私どもも今後の経過を見ていく必要があると思いますし、全体としていろいろと委員会でも考えなければいけないところもあると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き議題の2の説明を進めさせていただきます。

食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取につきまして、先週の委員会でお話ししましたとおり、農林水産大臣及び厚生労働大臣より、食品健康影響評価の要請が来ております「牛マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン」。

農林水産大臣より、食品健康影響評価の要請が来ております。「牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正」「豚由来たんぱく質等の飼料への利用について」「遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統」につきまして、既に説明のありました「牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正」以外のものにつきまして、農林水産省の説明を聞きたいと思います。

では、まず「牛マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活性化ワクチン」につきまして、栗本農林水産省消費安全局衛生管理課長、よろしくお願いいたします。

○栗本衛生管理課長 御説明させていただきます。

資料2-1をごらんいただきたいと思います。

動物用医薬品であります牛用の不活化ワクチン、商品名はリスポバルでございますが、このワクチンの承認に当たりまして、食品健康影響評価について御意見をいただきたいと思いますというものでございます。

この医薬品の用法・用量でございますが、乾燥ワクチンでございますが、その添付の溶解溶液を加えて溶解いたしまして、1か月齢以上の健康な牛の頸部皮下に1回2ml注射するというものでございます。

この医薬品の効能・効果でございますが、牛のマンヘミア・ヘモリチカ1型菌による肺炎の予防でございます。

マンヘミア・ヘモリチカ、これは以前はパスツレラ・ヘモリチカと言われておりましたけれども、子牛の肺炎や輸送熱、トラックで輸送したりしたときに熱を出すというような、そういう状況のときの原因菌とされておりまして、この菌のロイコトキソイド、これは白血球、壊死毒を不活化したものでございますが、それと莢膜抗原が主成分となっております。

す。そういう細菌性の不活化ワクチンでございます。

この菌のワクチンは、初めて申請されているものでございまして、既に承認されている成分の動物用医薬品には当たらないということで、食品健康影響評価が明らかに必要でないときという場合に、該当しないということで、本剤を薬事法に基づき承認するに当たりまして、御意見をお伺いしているものでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。厚生労働省から何かこれについてあるんですか。

○中垣基準審査課長 全く同様でございますので、説明を省略させていただきます。

○寺田委員長 それでは、ただいまの内容につきまして、あるいは記載事項というよりも内容ですね、御質問がございましたら、お願いいたします。

どうも御説明ありがとうございました。引き続きまして豚由来たんぱく質等の飼料への利用につきまして、よろしくお願いいたします。

○栗本衛生管理課長 それでは、資料２－３をごらんいただきたいと思います。

豚由来のたんぱく質等を飼料として使用すること、利用することについての飼料安全法の飼料の規格基準の改正について御意見をお伺いするものでございます。

哺乳動物由来のたんぱく質、哺乳動物の肉骨粉等を飼料に利用することにつきましては、BSEの感染経路を遮断するために禁止しているところではありますが、哺乳動物のたんぱく質のうち、豚または馬に由来します肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たんぱく質につきましては、そのもの自体は、BSEの感染源になることはないわけでございますけれども、原料の収集、製造の段階で、反すう動物のものと混ざる可能性があるということから、飼料への利用が禁止されているところでございます。

昨年９月に開催されましたBSEの技術検討会におきまして、豚の肉骨粉等はBSEの感染原因にはならないので、その飼料として利用することは問題にはないけれども、その利用に当たっては反すう動物由来の肉骨粉等の混入防止が確実に行われることが必要であるとされております。

これを受けまして、飼料安全法に基づきます省令を改正いたしまして、混入防止の仕組み、新しいリスク管理の仕組みを取り入れた上で、豚の肉骨粉等の利用を解除したいと考えているものでございます。

豚の肉骨粉等のうち、反すう動物由来たんぱく質の製造工程と完全に分離された工程であるという、そのことにつきまして、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたものについて認めたいという考えでございます。

その確認の仕方につきましては、一番最後の２ページと書いてありますところでございますが、先ほど牛由来の油脂の確認措置のところでごらんいただいた方法と同じような考え方でございます。

独立行政法人の肥飼料検査所が必要な立入検査を行えるということを前提に、基準に適合するところに農林水産大臣が確認して、この形で反すう動物の肉骨粉が混ざらないということが確認できるところからできたものだけの利用を認めるということを考えております。

併せまして、現在、肉骨粉の取扱いの全体像を１ページ目にお示ししておりますので、御説明させていただきます。

まず、牛由来のものにつきましては、鶏用、豚用、牛用すべてに使用できないということで、使用禁止しております。これを継続するというところでございます。

鶏につきましては、既にフェザーミール、チキンミール等につきましては、大臣の確認を受けたもののみ、先ほど説明いたしましたような方法で、大臣の確認を受けたもののみは、既に鶏用、豚用には使えるということにしております。ただ、牛用につきましては、使用禁止を継続しております。

今回、御意見を伺っております部分、豚の部分でございすけれども、網かけがされているところについて、今回、大臣の確認を受けたもののみ使えるようにということで、これもやはり鶏用、豚用、養魚用、魚用がございす、そこまで使えるようにしたいという考え方でございす。

このような改正をすることと併せまして、先ほどの最初のページの（３）のところでございすけれども、誤用・流用を防止する観点から、保存のときも、牛等の飼料に混ざらないようにきちんと保存するという。それから、使用上、保管上の注意事項を表示することなどを義務づけることも併せて行いたいと考えております。

済みません、ちょっと前後いたしましたけれども、（２）のところでございすように、家きん由来のものにつきましては、チキンミール、フェザーミール、血粉、血たんぱくは既に認めておりますけれども、蒸製骨粉、加水分解たんぱくについては、まだ認めておりませんので、その部分につきましても豚、鶏、養魚用飼料としては使えるようにしたいと考えております。

このような改正を行うことについて御意見を伺うというものでございす。よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか御質問、あるいは御意見ございすか。

どうぞ。

○小泉委員 非常に原産地を知らなくて申し訳ないんですが、豚と牛と同時に飼っている農家というのはあるんでしょうか。そういう場合に飼料が混ざるといことはございすか。

○栗本衛生管理課長 ほとんど多くのところは、豚は豚、牛は牛というふうに専門化されてきているところの方が多いと思うんですが、そうではないところがないとは言えないと思います。その辺につきましては、表示等のきちんとした基準もつくりまして、誤用のないようにということで考えていきたいと思っております。

○寺田委員長 何かございますか。どうぞ。

○寺尾委員 これは、専門調査会でやっていただくんですか。

○寺田委員長 やっていただいた方がいいと思います。ただ、この場でどういう疑問点があるかとかございましたら。

それでは、どうもありがとうございました。最後に、「遺伝子組換え飼料（ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統）」につきまして、また栗本課長、よろしくお願いいたします。

○栗本衛生管理課長 それでは、資料2-4でございますが、ごらんいただきたいと思います。遺伝子組換え作物を含む飼料は、飼料安全法に基づきまして、農林水産大臣による飼料としての安全性の確認が必要であるとされております。飼料として利用する場合には、安全性の確認が必要とされております。

今回、遺伝子組換え作物でございます、ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統という飼料につきまして、その安全性の確認を農林水産省として行うに当たりまして、食品健康影響評価をお願いするというものでございます。

次に裏側でございますけれども、安全性確認のフローシートをお示ししております。この場合、申請がありますと、左側の方に農業資材審議会とございまして、家畜に対する安全性につきましては、こちらで御審議をいただいて答申をいただくという形になります。そして、右側の方にございますように、ヒトに対する安全性につきまして、食品安全委員会の御意見を伺うということで、両方の答申、あるいは評価結果をいただいた上で、飼料としての安全性確認をするかしないかを決めるという仕組みになってございます。

そして、このラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統というもののについての概要でございますけれども、遺伝子組換え体でないテンサイと同様に、お砂糖を取った後の副産物をビートパルプとして、主に牛などの飼料に用いるというものでございます。

特徴でございますけれども、除草剤グリホサート、この商品名がラウンドアップという名称でございまして、その影響を受けずに成育できる性質を、組換えDNA技術によって付与したものでございまして、グリホサートは植物中の酵素と特異的に結合して、その働きを阻害するというものでございます。

その結果、植物は必要なアミノ酸が合成できないで枯れてしまうというものでございまして、H7-1系統は、グリホサート存在下でも機能する酵素を発現する遺伝子を導入したものでございまして、除草剤グリホサートの影響を受けずに成育できるというものでございます。

これを飼料として認めるかどうかということでございますけれども、先ほど見ていただきましたフローシートのような流れで確認をしていくことになります。

この遺伝子組換えのテンサイにつきましては、本年の6月に厚生労働省によりまして、ヒトの食品としての安全性は既に確認されているものでございます。よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたかただいまの説明に対して、どう

ぞ。

○中村委員 これはもう当然輸入ですね。精糖後の副産物というのはビートパルプとなっていますけれども、今、組換え体でないテンサイの精糖後の副産物というのは、日本でエサとしてかなり使われているんですか。

○栗本衛生管理課長 済みません。ちょっとお待ちください。

組換え体でないもの、組換え体であるもの、いずれも使われているようでございます。

○中村委員 使われているんでしょうけれども、量的にはどうなんですか。要するに、あえて日本モンサントが今、安全性の確認を求めるというのは、どこか、テンサイですからカナダですかね、アメリカなのか、そういうところのGMOが増えてきたので、日本にも輸出して使ってもらえということになったのか、その辺のところをちょっと聞きたかっただけです。

○栗本衛生管理課長 済みません。今、手元にある資料ですと、ビートパルプ等ということで、53万トンぐらい輸入されているということがわかるだけでございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

それでは、この牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正を除きますただいま御説明がございました3件につきましては、それぞれの専門調査会で検討したいと思います。

農林水産省の御説明の方、どうもありがとうございました。御苦勞様でございました。それでは、次の課題で、農薬専門調査会における審議状況につきまして、お願いいたします。

議事の「(3) 農薬専門調査会における審議状況について」という議題につきまして、御説明をお願いします。

○村上評価課長 資料3をごらんください。本件は、厚生労働省から食品安全委員会に、本年の10月29日付けで意見を求められた、農業用の殺虫剤であります、ノバルロンに係る食品健康影響評価の案が、本年11月12日に開催されました、食品安全委員会の農薬専門調査会において、審議の結果とりまとめられましたので、その案を幅広く国民に意見・情報を募って、その上で更に検討するという手順を踏むについて御了解をいただこうとするものでございます。

ノバルロンについて申しますと、3枚目から農薬評価書というのがございますが、ごく簡単に内容を御説明いたしますと、本品は農業用の殺虫剤でございまして、1ページをごらんいただきますと、1ページの下側に構造式が出ておりますが、こういう格好のものでございます。

本品につきましては、発がん性試験、あるいは催奇形性試験、繁殖試験等、さまざまな安全性試験が実施されておまして、発がん性、催奇形性を含む特殊な毒性は認められなかったわけでございますけれども、2ページをごらんいただきますと、2ページの一番下の段落の「Aラベル体投与後の尿中からは」と始まる段落がございますけれども、このAラベル体というのは、その前の構造式の中の一番左側のフッ素のくっ付いているベンゼン環にラベルをした化合物のことをAラベル体と言っているわけですが、その代謝物とし

て、2行目から3行目にかけて長い名前の化合物名が出ておりますけれども、アニリンの誘導体が代謝物としてできてくることがわかっております。

アニリンは、血液に対して毒性を示す性質がもともとございまして、恐らくこのような代謝中間体ができるためによるものと思いますが、9ページをごらんいただきますと、

(2)の慢性毒性試験、ラットの試験でございしますが、その試験の7行目の後半辺りで、700ppm投与群の雌雄でメトヘモグロビン濃度の上昇、雄で平均赤血球血色素濃度の低下等等、その代謝物によるものと推定される毒性が現われるということでございます。

本品の毒性的なプロファイルは以上のようなことでございまして、13ページをごらんいただきますと、これがノバルロンに対して実施されました各試験における無毒性量でございしますが、その真ん中辺り、ただいま御紹介したラットの慢性毒性試験における無作用量が、1.1mg/kg体重/日と。これが、各種試験の最も小さな数字でございしますので、これに対して100倍の安全率をかけまして、14ページに書いてございますように、ADIを0.011mg/kg体重/日ということにしてはどうかというのが、専門調査会の審議結果の案でございします。

資料3の最初のページに返っていただきまして、このものにつきましては、本日御了承いただきますれば、本日から募集期間の最初のところに、平成15年11月20日、本日のことですが、開催の食品安全委員会、これは第20回会合でございします。19回と書いてあるのは間違いでございします。申し訳ございません。

本日の食品安全委員会終了後4週間の募集期間を設定いたしまして、電子メール、ファックス、郵送等で御意見の募集をしたいということでございます。

以上でございします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。パブリック・コメントにお聞きまする前に、ここはちょっと問題があるとか、その後でもいいわけですがけれども、何かございますか。

どうぞ。

○小泉委員 2ページの代謝物のところで、いわゆる3-クロロから始まるアニリンという長いのがありますが、いわゆるアニリンというのは、職業現場では膀胱がんの発がん物質として有名なものです。しかも、このハウエル・ジョリー小体というのは、核の遺残物ということで、本来であれば赤血球には含まれてはならないものですから、細胞分裂を起こすときにそこに残ったりということで、いわゆる染色体異常を起こすという小体なんですけれども、その辺のいわゆる変異原性とか、やっているのかもしれませんが、in vitro状態で問題なかったのかどうか、高用量だから当然あるかもしれませんが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○寺田委員長 どうぞ。

○村上評価課長 本品につきましては、9ページの慢性毒性試験、発がん性試験のところで、(2)でラットの発がん性試験が行われておりまして、これは陰性ということでございました。

(3)で、マウスのやはり同じ発がん性試験が行われておりまして、これも陰性でございました。

11 ページに遺伝毒性試験を実施した結果が出ておりますが、これもいずれも陰性ということでございまして、お尋ねの特殊毒性については問題がないのではないかとというのが専門調査会での御結論でございました。

○寺田委員長 よろしゅうございますか。

○小泉委員 はい。

○寺田委員長 それでは、これはよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。そのようにお願いいたします。

それでは、次の議題でございまして「B S E 8 例目以降の対応状況について」に移ります。

事務局の方から、B S E に関して取られました、これまでの処置全体についての状況をまとめておりますので、それを御説明いただき、引き続きB S E 8 例目以降の対応状況につきまして、農林水産省、厚生労働省から説明をいただきたいと思います。

まず最初に、事務局の方から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 お手元にございます、資料4-1をごらんください。本日は、趣旨といたしまして、B S E の8 例目以降の対応状況について、厚生労働省及び農林水産省からお話を聞くということになっておりますので、これはなるべく短くかいつまんで御説明をさせていただきますと思います。

私がお話申しますのは、現時点でのB S E 対策の全体像ということでありまして、これにつきましても、もし将来的には各省からお話を聞いた方がよろしいのではないかとはいえますが、現時点で事務局の方から全体像について簡単に御説明させていただきます。

資料4-1の一番最初のページにございます、色刷りの絵をごらんください。これを見ていただきますと、B S E 発生以降、農林水産省さん、及び厚生労働省さんでは、それぞれリスク管理のさまざまな取り組みをされておられます。

左側に農林水産省という囲みがございまして、農林水産物に関するリスク管理といたしまして、農場におけるB S E 検査の実施、24 か月齢以上の死亡牛の検査、トレーサビリティの導入、飼料・肥料、輸入生体牛等について、それぞれ給与禁止、輸入禁止等の措置を取られておられます。

それから、一番下に、感染源・感染経路の究明となっておりますが、これは調査・研究を実施おられるということでございます。

右側の方は、厚生労働省でございまして、食品衛生に関するリスク管理といたしまして、と畜場における全頭検査、特定部位の除去、B S E 発生国からの牛肉等の輸入禁止、調査・研究といたしましては、より精度の高い検査方法の開発、あるいは感染メカニズムの解明、異常プリオンの不活化方法等の開発など、調査・研究についても積極的に取り組んでおられるように承っております。

食品安全委員会といたしましては、これらの全体的なリスク管理の状況を把握しつつ、

現在までに私どもが行った具体的なものといたしましては、プリオン専門調査会を立ち上げまして、今までに伝達性、今日も活発な御議論がございましたけれども、牛のせき柱を含む食品の安全性について検討いたしまして、その結果をそれぞれの省にお返したか、しようとしているか、そのいずれかでございます。

アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料とすることについても、農林水産省さんからのお尋ねに基づきまして、プリオン専門調査会において議論をして、その一部については既にお答えをしたところでございます。

このほかにも、本日お尋ねのあったような牛受精卵、プリオン関係では、豚肉骨粉の問題とか、あるいは既に御説明のございました牛受精卵の件とか、さまざまな項目がリスク評価という形で、私どもの方にお尋ねになってきているということでございます。

私どもといたしましては、リスクコミュニケーションという形でBSE全体がきちんと管理されているということも含めて、コミュニケーションに積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、BSE対策の概要につきまして、簡単でございますが、御紹介をさせていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、厚生労働省の方から説明をお願いいたします。

○南監視安全課長 監視安全課長の南でございます。資料4-2と資料4-2の追加資料につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料4-2の追加資料を見ていただきます。まず、記載事項に訂正がございます。この表はBSE感染牛、それに対する検査の概要でございますが、1頭目に出た生産地の欄で、北海道佐呂間町、括弧して飼育地でございますが、千葉県白石市と書いてございますが、それは井戸の井だそうでございます。白井市に訂正をお願いします。

今日御報告申し上げるのは、8頭目、9頭目というところでございますので、その欄を見ていただきたいんですが、まず8頭目でございますが、10月6日にBSE感染牛として診断をされたものでございます。生年月日が13年10月13日、23月齢のホルスタイン種（去勢）、生産地が栃木県大田原市、飼育地が福島県布双葉郡葛尾村でございます。検査を実施したのが、スクリーニング検査が茨城県の県北食肉衛生検査所、確認検査が国立感染症研究所で行われたということでございます。

と畜場におけます臨床症状については、特になかったということでございます。

確認検査の結果でございますが、ウェスタンブロット法がプラスであったと、これは（注4）を見ていただきたいんですが、糖鎖パターン及びプロテアーゼ耐性がこれまで確認されたBSEのものとは異なっていたということでございます。

なお、免疫組織化学検査はマイナス、病理組織検査もマイナス。病理組織検査については（注1）を見ていただきたいんですが、脳組織に明らかな空胞が認められた場合プラスとしているということで、この例についてはそれが認められなかったということでございます。

その後の対応でございますが、資料４－２を見ていただきたいんですが、「１８頭目の事例」「（２）確定診断結果」でございます。先ほど御説明いたしましたようなことで、この牛については、非定型的なＢＳＥということで判断をされました。

その後の状況でございますが、この検査は延髄を使って行われましたが、そのほかの脳の各部につきまして、ウェスタンブロット法による検査を国立感染症研究所で実施しております。

プリオンたんぱく、遺伝子の解析も同研究所でなされております。

免疫組織化学検査、これは確定診断では国立感染症研究所で行われているわけでございます。帯広畜産大学においても実施されているということでございます。

これにつきまして、イギリスの獣医研究所から検体の分与の申入れがあったということで、免疫組織化学検査用の切片を近々送るということになっております。

伝達性などの生物学的性状を確認するための、実験動物への接種実験、これはマウスを使った実験でございますが、この接種が行われております。

９頭目でございますが、またもう一度追加資料を見ていただきたいんですが、このものにつきましては、１１月４日に確定診断がなされたものでございまして、牛は１４年１月１３日生まれ、ホルスタイルの雄の去勢牛ということで、生産地は兵庫県氷上郡、飼育地が広島県福山市ということでございます。スクリーニング検査が福山市の食肉衛生研究所で行われ、確認検査が感染症研究所で行われたということで、臨床症状はなしということで、ウェスタンブロット法による検査結果がプラス、免疫組織化学検査、病理組織検査はマイナスであったということでございます。

資料４－２に戻っていただきますと、こういったことで、このものにつきましては、従来のＢＳＥと判断をされております。

その後の状況でございますが、実はこのケースにつきましては、牛の脳等の確定診断が出た時点で、実は既にもう焼却をされていたということがございまして、今後こういうことがないようにということにしたいんですが、そういうことで後の実験が非常に限られてくるということでございます。

ウェスタンブロット法、これは濃縮法による検査の実施、それからプリオンたんぱく遺伝子解析の実施、免疫組織化学検査の実施、伝達性など生物学的性状を確認するための実験動物への接種実験ということが行われております。

この結果につきましては、まとまった時点で、また専門家の意見を聞く検討会を設けたいと思っておりますし、この結果につきましては学会発表、または学術雑誌等に投稿する予定としております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、農林水産省の方からも説明をお願いいたします。

○栗本衛生管理課長 それでは、引き続き御説明をさせていただきます。資料４－３をらんいただきたいと思います。

8 例目、9 例目の状況について御説明をさせていただく前に、先ほど事務局の方から御説明をいただきました。色刷りの B S E 対策の概要の部分で、農林水産省が生体牛等の輸入の禁止措置をしているというところがございましたが、この水際対策、国境措置について資料を一番最後のページに付けさせていただいておりますので、その概要だけ御紹介をさせていただきたいと思います。

最後のページに表があると思いますけれども、まず一番上に生体牛がございます。これは、未発生国からは輸入できますけれども、発生国からの輸入は止めております。

そして、牛肉・牛肉製品でございますけれども、これも同じ扱いでございます。第三国経由での輸入が行われないように措置をしております。発生国産の牛肉が、未発生国を経由して日本に入ってくることがないようにという措置を講じております。

肉骨粉につきましては、未発生国・発生国を問わず輸入停止措置を講じておりまして、これは未発生国があるとき突然発生国に転じるという場合が否定できないということで、感染源となり得る肉骨粉の輸入は全面的に停止をしております。

乳製品、精液につきましては、O I E コードにおきまして、輸入制限はすべきでないと言われております。

受精卵につきましては、現在は発生国からの輸入は止めておりますけれども、O I E コードにおいて、これは国際受精卵学会の勧告に従って取り扱われたものにつきましては、B S E の発生の有無にかかわらず輸入制限をすべきでないということとなっております。発生国からの輸入を可能とすることにつきまして、前回この委員会にお諮りをしているところでございます。

現在の状況は以上でございます。

それでは、最初のページから 8 例目、9 例目について御説明をさせていただきます。1 番、2 番の概要につきましては、先ほど厚生労働省さんの方からも御説明がありましたけれども、私ども 8 例目につきましては、非定型的な B S E ということでございましたので、10 月 7 日と 22 日に 2 回、B S E に関する技術検討会を開催いたしまして、防疫対応の方針について専門家の御意見を伺いました。

その結果、従来の B S E と同じ防疫対応でよろしいという御判断をいただいております。それに沿った対応を進めております。

イタリアでも、従来型とは異なる B S E が確認されておりまして、専門家の間でも国際的に連携を図りながら研究を進める必要があるといういろいろな御意見が出ております。9 例目につきましては、従来型のものでございましたので、従来のとおりの対応を取らせていただいているところでございます。

具体的な状況、3 番でございますけれども、疑似患畜の処分の状況でございます。8 例目につきましては、これは順次プレス発表させていただいているのが 2 つありまして、後ろに付けさせていただいておりますけれども、4 ページ目のところに疑似患畜についてのまとめた表があると思います。これは、10 月 22 日に公表させていただいておりますけれども、患畜の飼養履歴があった農場の牛が 1 番のところがございます。患畜が飼養され

ていた農場から移動した牛についてまとめたものがその下にございます。

トータルで、8例目の疑似患畜としましては、2番目の表の右下のところにまとめてありますが、7か所で全部で116頭確認されております。

現在、この牛につきましては、順次殺処分をして、検査をしていくという作業が続けられておりまして、既に岩手県、栃木県、群馬県につきまして、処分が終わっておりまして、全頭陰性、そして青森と鹿児島につきましても、およそ半分以上の牛の処分が終わっておりまして、いずれもBSEの検査はマイナスという結果が出ております。

9例目の牛につきましては、その後ろの8ページ目でございますが、これは今週18日の日にとりまとめて公表させていただいております。患畜の飼養履歴があった農場の牛といたしましては、125頭。患畜の飼養履歴がある農場から移動した牛ということで、9頭確認されております。合計で、134頭が疑似患畜だったということが確認されまして、これも順次処分をしてBSEの検査をしていくという手続が取られているところでございます。

もう一度、最初のページにお戻りいただきまして、3の(2)のところですが、感染源、感染経路の究明についてでございます。

8例目、9例目、いずれも従来と異なる若い牛ということでございまして、肉骨粉、給与禁止後に生まれたものであるということで、いろいろ御心配をおかけしているところでございますが、飼料の調査につきましては、これまでやってきております例と同じように調べておりますが、更に交差汚染等の可能性、どこかで何かがあったんじゃないかということも含めまして、かなり精緻な調査を進めているところでございます。

これも前後いたしましたし申し訳ございませんが、5ページ目のところに、これは8例目の牛が食べた飼料、これは商品名としてはすべてリストアップが完了しておりまして、現在飼料工場に立入検査をして、原材料、あるいはそこで何か交差汚染の可能性がなかったかどうかということにつきまして、精査をしているところでございます。

これが5ページ目、6ページ目と続いておりますが、これだけの銘柄について確認ができております。

9例目の牛につきましては、後ろから2ページ目の9ページ目でございますが、今のところ1歳になるまでに給与された飼料というのが確認できておりまして、それがここにお示ししているものでございます。

更にもう少し後のもの、あるいはほかにも確認できてくるものがあるかもしれません。今、18日の時点でわかっておりますのは、これだけということでございます。

工場で原料として何が使われたかということに加えて、生産ラインがほかのものと兼用でなかったかとか、輸送のバルク車が専用であったかとか、配合飼料のタンクなどがどういう形になっていたかということにつきましても、できる限り資料を収集して分析をしてみたいと考えております。

また、これにつきましても順次まとまったところでお目に掛けて御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。厚生労働省、農林水産省、それぞれ会があるごとに、7月1日以降、いろいろな情報をその日に入れてもらっておりますが、こういうふうにもとめて聞くのは大変いいことだと思いますし、何かただいまの話につきまして、御質問なり、あるいはこういうことはやってないのかとか、そういうことはございませんでしょうか。

どうぞ。

○中村委員 この飼料工場は、8頭目、9頭目の共通の工場は明治飼料の鹿島工場ですか、あとは詳しく見てないんですけれども、どうもそれは一致しているみたいですね。

ほかの7頭目までの発生牛で、重複している飼料工場というのはございますか。

○栗本衛生管理課長 飼料の銘柄としては重複しているものはないんですけれども。済みません、ちょっと確認が不十分だといけませんので、また確認をさせていただいた上で御報告させていただきます。

○寺田委員長 ほかにございますか。これは、8例目、9例目は、皆さんおっしゃっているように、非常に若いもので、そんなにたくさんプリオンがひろがっていないということで、大変日本の全頭検査というのが、大変ではあったけれども、国民の健康という面から考えると、ちゃんと働いているということであります。国際的な協力ということで、先ほど英国の方へ組織を送るというお話がございましたけれども、この組織の管理はどうなっていますか、だれが管理して、だれが許可を与えているのか、やることはいいんですけれども、だれが、どういうふうになっているのかはどうなっていますか。

○南監視安全課長 今、確定診断をしていただいている検討会がございまして、そこの先生方に管理をしていただいております。

材料のある場所は、国立感染症研究所でございます。そこが中心になって検査をしていただいております。

接種事件等につきましては、感染症研究所と、それから動物衛生研究所の両方でやっております。

○寺田委員長 そうしますと、2つありまして、材料を今までの1例目からずっと管理しているのは、感染症研究所ですか。組織のだれが管理責任者になっているわけですか。

○南監視安全課長 失礼しました。これはと畜場法に基づく検査の確定診断ということになりますので、厚生労働省がこれを管理することになっております。

では、どこの課かといいますと、私どもの課でございます。

○寺田委員長 課が管理するということになるわけですか。

○南監視安全課長 ですから、厚生労働省ということになりまして、その担当の部局は医薬食品局の食品安全部ということになりますし、実際にと畜場法を所管して対策をしているのは、監視安全課ということになります。

○寺田委員長 わかりました。細かいようですけれども、例えば、将来的にまたいろんな検査法が見つかったり、あるいは本当に今の第8例が非定型だとしまして、もう少しもとの材料についていろんな場所を取ってみたら、いやそんなものがあったよとか、いろんな

ことがあると思うんです。

そういうときに、だれに言ったらその材料をもらえて、日本の研究者、あるいは外国の人が使用したいとき、だれが許可を与えるのかということなんです。

○南監視安全課長 監視安全課が窓口になって、責任を持って管理をさせていただきたいと思います。

○寺田委員長 場所は感染研のどこかに置いてあるわけですか。

○南監視安全課長 これまで確認検査を行った機関に。

○寺田委員長 あちらこちらに置いてあるわけですか。

○南監視安全課長 これまで確認検査を行った、帯広畜産大学と感染症研究所でございます。

○寺田委員長 だからどうということはありませんが、やはり貴重なサンプルですから、これだけ皆さんがいろいろな努力した結果として、診断だけではなくて将来的なことに关する材料として管理は大事だと思います。

第9例目は、残念ながら焼却したと。これは現場は火事場でやっていますから、それはしょうがないと思いますけれども、せっかく取れたものに関しての保存というのは、これから非常に大事になると思います。

また、あとから個人的に御質問させていただきたいと思います。

ほかに何かありますか。

それから、国際的な協力、材料さえあればできるだけやって、スタンダードを一緒にしていくということが、これからも大事で、そういうことをやっておられるので大変安心しましたし、ただ飼料の追跡というのはなかなか大変ですね。いい考えを皆さん言っておられると思いますけれども、地道にやっとうまいこといけばいいという感じですね。大変非科学的な言い方ですけども。

ちょっとお伺いしましたけれども、そういう疑似患畜の発生というのは、やはり高いわけですか、イギリスとか、ヨーロッパで、疑似患畜は一般の普通の飼料を食べているところと比べて実際に高いわけですか。

○栗本衛生管理課長 今、正確な資料は持っておりませんが、やはり同じ汚染された飼料を食べますと、それ以外の群よりは起こる可能性が高いということで。

○寺田委員長 考えとして絶対高いと思うんですけどもね。

○栗本衛生管理課長 済みません。ちょっと今、数字は持っておりません。

○寺田委員長 細かいことをお聞きして申し訳ないです。この場ではなくていいですよ。

どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。それでは、その他事務局からございますか。

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○村上評価課長 資料5に添付してございますけれども、11月17日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに、食品健康影響評価の依頼が3通来ております。すべ

て農薬でございまして、オキサジアルギル、ボスカリド、ピラクロストロビンという名前の農薬についてお尋ねが来ておりますので、本件につきましては来週厚生労働省より御説明をしていただくこととしたいと考えております。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。ほかに委員の先生方から、何か御発言ございますか。全般でも結構でございます。

それでは、どうもありがとうございました。これをもって、第20回の「食品安全委員会」を閉会といたします。次回の委員会につきましては、11月27日木曜日、午後2時から開催いたします。なお、11月27日木曜日10時から、プリオン専門調査会が開催される予定でございますので、お知らせいたします。

今日は、どうもありがとうございました。時間がオーバーいたしまして、申し訳ございません。